



心のバリアフリー

～御殿場市内の取組みから～

『バリアフリー』※という言葉が使われ初め、短いとは言えない年月が経ちました。福祉用語としては定着を見せています。その意味を知っている方も多いのではないのでしょうか。

ごてんば社協だより「ひだまり」の広報委員の皆さんと一緒に、御殿場市内の「バリアフリー」について考えてみました。

※バリアフリー：障がい者や高齢者を含む社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。

■バリアフリーへの取組み

バリア（障害）

障がい者や高齢者等が社会参加をすることについてのバリア（障害）には、どんなものがあるでしょうか。バリアには、建物内や道路の段差、車椅子の方が利用出来ないトイレ、乗降口に段差のあるバス等の「物理的なもの」や、障がいの有無により就職、資格取得が制限される等の「制度的なもの」、新聞やテレビから情報を得ることができないこと、信号がわからないことなどの「情報面のもの」、バリアフリーそのものや高齢者、障がい者等への無関心、偏見等の「意識上のもの」の4つがあります。

こういったバリアがあることによつて、移動や買い物、イベントなど、障がい者や高齢者等の人々が生活をする上で必要なことの妨げになっています。バリアを取り除いて、すべての人が自分の持てる力を発揮出来る社会をつくっていくことが求められています。

バリアを取り除く取組み

こうした問題を解決していくためには、弱い立場の人に合わせるだけではなく、すべての人が生活しやすいようバリアを取り除いていくことが求められています。

国では、以前からあった交通バリアフリー法とハートビル法をまとめ、バリアフリー新法を平成18年12月より施行し、問題の解決に取り組んでいます。そして、市町村では、この法律の目的を達成するために、施設や道路、公共交通機関のバリアフリー化を進めています。



旧岸邸の障がい者用駐車場